

常三島地区職員代表者

意見書

国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成26年10月1日施行）等に関する意見は下記のとおりです。

記

徳島大学のパート職員内の作業員（障がい者就労支援室に勤務する作業員）の時間給の改正に伴う、国立大学法人徳島大学有期雇用職員の就業規則の一部改正に基本的に賛成いたします。今回の改正によって、作業員の時間給が、1年未満が669円から682円へ、1年以上2年未満が716円から730円へ、2年以上が762円から777円へ引き上げられます。これは徳島県の最低賃金の昨年度の666円から今年度の679円への引き上げに対応し、徳島県内の同様の事業所のことも考慮して決定されたと伺いました。

しかし、作業員の1年未満の時間給は徳島県の最低賃金と余り変わらず、全国加重平均額の764円をかなり下回っています。徳島大学の他のパート職員の時間給と比べて（1年未満が927円、1年以上が962円）もやはりまだかなり低く、この金額で障がい者の生活の自立を促進することができるかどうかには疑問が残ります。また経験年数に応じて時間給の上げ幅をもう少し増やしたり、5年後の無期労働契約へ向けた検討もお願いします。

障がい者の方に雇用の機会を与えることは、地域に貢献することを標榜する大学にとって重要なことであり、これからも徳島大学が障がい者にとって働きがいのある職場であるよういっそうの努力を望みます。

常三島地区有期雇用職員代表者

意見書

国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成26年10月1日施行）等に関する意見は下記のとおりです。

記

今回の本学有期雇用職員就業規則の一部改正には賛成します。しかしながら、昨年より申し上げてまいりましたとおり、経験年数による上昇幅の改善がなされていない点には引き続き訂正を希望します。

また今回も、国の最低賃金改正（1.95%引き上げ）に伴い、徳島県の最低賃金が13円引き上げられた結果、本学規則別表「作業員」（障がい者就労支援室勤務）の時間給が引き上げられるとお聞きしました。

本学における「作業員」（障がい者就労支援室勤務）の方の賃金体系は最低賃金をもとに計算されておりますが、昨年の改正時に申し上げたとおり、その根拠を社会に対し説明できるのか疑問に感じます。現状では、「地域の模範となるべき大学が障がい者就労支援の名に隠れ、不透明な低賃金で労働弱者を雇用」との誤解を生じかねません。

学長メッセージは「知を創り、地域に生き、世界に羽ばたく徳島大学」、国の政策は「地方創生」です。これからの社会を担うべきリーダー的人材を育てている本学だからこそ、郭隗となり地域の模範となるよう、率先して低所得者の賃金を引き上げていただき、他の機関が見習うような賃金体系をお願いします。

最後に、現在の本学有期雇用職員給与表は雇用期限体系のもと3段階（上限3年まで）で作成された状態になっておりますが、H25年度からスタートした5年経過後の無期労働契約に向け、まずは5段階（5年度まで）に作成変更されるよう、こちらも引き続き強く要望いたします。

蔵本地区職員代表者

意見書

国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成26年10月1日施行）等に関する意見は下記のとおりです。

記

徳島県の最低賃金が679円に改定され、徳島大学パート職員内の作業員（障がい者就労支援室に勤務する作業員）の時間給669円（採用後の在職期間1年未満）が徳島県の最低賃金を下回ることになるので、当該作業員の時間給を改定することは必然のことと思います。最低賃金の全国加重平均額は764円となっており、徳島県の最低賃金はかなり低い額となっています。徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則第13条1項で「その者を正職員として採用した場合に受けることとなる基本給を基に次の各号により算出した額の範囲内で決定する。」と定められていますが、当該作業員についてはこの規定には該当しません。他の有期雇用職員の時間給に比べてかなり時間給が低い状態です。その一方で、「障がい者就労支援室規則」の目的には、「障がい者の就労を支援し、障がい者雇用の推進に寄与するとともに、障がい者の生涯発達を支える環境づくりとその充実を図り、障がい者の社会的及び職業的自立を支援することを目的とする。」と謳っています。特に、当該作業員の社会的自立を支援するという観点からは、改定後の時間給においても不十分であることは明らかです。当該作業員の社会的自立が十分可能である時間給に増額改定することを提案します。

障がい者の方に雇用の機会を与えることは、地域に貢献することを標榜する大学にとって重要なことであり、これからも徳島大学が障がい者の社会的自立を支援し、働きがいのある職場環境を整えていただきたいと思います。

蔵本地区有期雇用職員代表者

意見書

国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成26年10月1日施行）等に関する意見は下記のとおりです。

記

徳島県の最低賃金の改正に伴い、徳島大学の有期雇用作業職員の時間給を改正するため、本学の有期雇用職員の就業規則の一部改正には賛成します。

しかし、時間給の上げ幅をもう少し増やしていただき、2年以上は同じ時間給というのではなく経験年数に応じて時間給を増額することを望みます。